

物品賃貸借契約書(案)

- 1 賃借番号 AJS255027
- 2 件名 業務用プリンター使用料(メーリングフィニッシャー)
- 3 品名・機種及び数量 別紙使用物品明細書のとおり
- 4 納入場所 湯沢市役所本庁舎 情報政策課
- 5 納入期限 令和8年3月13日 (設置・設定・動作確認完了まで)
- 6 賃貸借期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日(60月)
- 7 契約金額 ¥0,000,000 - (賃貸借料月額)
うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥000,000 -
- 8 契約保証金 湯沢市財務規則第123条第1項第3号の規定により免除

上記の賃貸借について、湯沢市長 佐藤 一夫(以下「賃借人」という。)と湯沢市が指定するリース会社(以下、「賃貸人」という。)と今回の落札者(以下「販売人」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

賃借人 住所 秋田県湯沢市佐竹町1番1号
職氏名 湯沢市長 佐藤 一夫

賃貸人 住所 湯沢市が指定するリース会社
商号又は名称
職氏名

販売人 住所 今回の落札者
商号又は名称
職氏名

(総則)

- 第1条 貸借人と賃貸人及び販売人は、この契約書に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 販売人は、別紙物品明細書記載の**業務用プリンター（メーリングフィニッシャー）**（以下「**物品**」という。）を納入期限までに設置するものとする。
- 3 賃貸人は、販売人から物品を買受け貸借人へ賃貸するものとする。また、物品の販売代金について販売人へ支払うものとする。
- 4 貸借人は、賃貸人から物品を借受け賃貸借料を支払うものとする。
- 5 この契約は、この契約書に定める場合を除き解除できないものとする。
- 6 賃貸人及び販売人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 7 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して貸借人と賃貸人及び販売人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して貸借人と賃貸人及び販売人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、専属管轄を除くほか、貸借人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 賃貸人及び販売人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、貸借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(販売人の請求による設置期限の延長)

- 第3条 天災その他の不可抗力、又はその他販売人の責めに帰すことができない事由により設置期限までに物品の設置及び設定作業を完了することができないときは、販売人は、貸借人に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により設置期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、貸借人と販売人とが協議して書面により定める。

(貸借人の請求による設置期限の短縮等)

- 第4条 貸借人は、特別の理由により設置期限を短縮する必要があるときは、設置期限の短縮変更を販売人に請求することができる。

- 2 貸借人は、この契約書の他の条項の規定により設置期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、販売人に通常必要とされる設置期限に満たない設置期限への変更を請求することができる。
- 3 貸借人は、第2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は販売人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設置期限の変更方法)

第5条 設置期限の変更については、貸借人と販売人が協議して定める。

(契約の変更)

- 第6条 貸借人は、必要があると認めるときは、賃貸人及び販売人と協議して、物品等の内容を変更することができる。この場合において、貸借人は、必要があると認められるときは、契約金額、設置期限その他の契約書の内容を変更することができる。
- 2 貸借人は、第1項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、賃貸人及び販売人と協議して、契約書の内容を変更することができる。
 - 3 第2項の規定による契約書の内容の変更については、貸借人と賃貸人及び販売人とが協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

- 第7条 物品の搬入、設置に当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、販売人がその賠償額を負担する。
- 2 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、貸借人の指示その他貸借人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、貸借人がその賠償額を負担する。ただし、販売人が、貸借人の指示が不相当であること等貸借人の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - 3 第2項の場合その他物品の設置に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、貸借人及び販売人は協力してその処理解決に当たるものとする。

(転貸等の禁止)

第8条 貸借人は、貸借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、賃貸人及び販売人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではない。

(物品の設置及び設定作業完了の通知)

- 第9条 販売人は、物品を指定する設置場所に設置し、使用可能な状態に設定したうえで、賃貸借期間の開始日から貸借人の使用に供しなければならない。
- 2 貸借人は、設置に先立ち、又は設置に際して必要があるときは、貸借人の職員に立会い、指示その他の方法により、販売人の履行状況を監督させることができる。
 - 3 販売人は、物品を設置し、設定作業を完了したときは、その旨を貸借人に通知しなければならない。

らない。

(検査及び引渡し)

第 10 条 貸借人は、販売人から前条第 3 項の通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に販売人の立会いのうえ検査を行い、検査に合格した場合、販売人は、すみやかに貸借人にその物品を引渡さなければならない。

- 2 貸借人は、販売人から物品の引渡しを受けた際は、物品借受書を賃貸人に対し交付するものとする。
- 3 販売人が第 1 項の検査に立会わないときは、貸借人は、検査を行い、当該検査の結果を販売人に通知しなければならない。この場合においては、販売人は検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第 1 項の検査に合格しないときは、販売人は、貸借人の指定する期日までにその物品の取替え、改造又は補修をして再検査を受けなければならない。この場合においては、第 1 項の規定を準用する。ただし、契約金額の増額をすることはできない。
- 5 物品の搬入、設置、設定作業及び検査に要する費用は、特別の定めをした場合を除き販売人の負担とする。

(物品の販売代金の支払い)

第 11 条 賃貸人は、貸借人から前条第 2 項に規定する物品借受書の交付を受けた後、物品の販売代金を販売人からの請求に基づき、令和 8 年 4 月 30 日までに一括で支払うものとする。

(賃貸借料の支払い)

第 12 条 賃貸人は、賃貸借料月額について、その月の翌月に貸借人に対し書面により請求するものとする。

- 2 貸借人は、適法な支払請求書を受領してから 30 日以内に賃貸人に支払うものとする。
- 3 貸借人の責めに帰すべき理由により、前項賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、賃貸人は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘定して決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを貸借人に請求することができる。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(瑕疵担保)

第 13 条 貸借人は、物品の引渡しするとき、又は物品の引渡しを受けた日から 1 年以内に物品の瑕疵を発見した場合、速やかに書面で賃貸人へ通知するものとする。

- 2 貸借人が前項の手続きを怠った場合、理由の如何にかかわらず、瑕疵はないものとする。
- 3 貸借人は第 1 項の通知をした場合であっても、賃貸人に対しては物品の瑕疵担保責任を追及できないものとする。ただし、貸借人は、販売人に対して相当の期間を定めて、目的物の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求する

ことができる。

(物品の所有権標識)

第 14 条 賃貸人は、賃貸人が物品の所有権を有する旨の標識（以下、「賃貸人の所有権標識」という。）を物品に貼付けすることができるものとし、また、賃借人は、賃貸人から要求があったときは、物品に賃貸人の所有権標識を貼付けしなければならない。

2 賃借人は、賃貸借期間中においては、物品に貼付けされた賃貸人の所有権標識を維持しなければならない。

(物品の使用・保管)

第 15 条 賃借人は、物品の使用・保管にあたり、善良な管理の義務を負い、通常の用法に従って使用するものとする。

2 賃借人は、物品が常時正常な状態で使用できるよう、自ら又は保守対応業者に委託して保守管理を行うものとする。

(動産総合保険の付保)

第 16 条 賃貸人は、賃貸借期間中の物品に十分な動産総合保険（以下、「動産保険」という。）を付保するものとし、その費用は賃貸人の負担とする。ただし、ソフトウェア及びライセンスは動産保険の対象外とする。

2 賃貸人は、動産保険加入後速やかに当該保険証の写し、または保険会社が発行する証明書の写しを賃借人に対し提出するものとする。

3 物品に係る保険事故が発生したときは、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知するとともに、遅滞なく保険金の受取りに必要な書類を賃貸人に提出するものとする。

4 前項の保険事故に基づいて賃貸人に保険金が支払われたときは、賃借人及び賃貸人は、次の各号の定めに従うものとする。

(1) 物品が修復可能な場合において、賃貸人に保険金が支払われたときは、賃貸人は当該保険金相当額を物品の修復に要した費用に充当する。

(2) 前号の場合において、賃貸人に支払われた保険金の額が機器の修復に要した費用に満たないときは、賃借人はその差額を負担する。

(3) 物品が滅失し、又は毀損して修復不能な場合において、賃貸人に保険金が支払われたときは、賃貸人は当該保険金相当額をもって、代替物品の調達を行う。

(4) 前号の場合において、賃貸人に支払われた保険金の額が、代替物品の代価に満たないときは賃借人はその差額を負担する。

(物品の無償譲渡)

第 17 条 賃貸人は、賃貸借期間が満了したときは当該物品のすべてを賃借人に無償で譲渡するものとする。この場合、賃貸人は物品の設置場所において現状有姿のまま引渡し、物品の瑕疵について、責任を負わないものとする。

(貸借人の解除権)

第 18 条 貸借人は、賃貸人又は販売人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、設置期限までに物品の設置及び設定作業を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 10 条第 1 項の検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を設置することができないと貸借人が認めたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人又は販売人が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第 20 条第 1 項の規定によらないで、賃貸人又は販売人が契約の解除を申し出たとき。
- (5) 賃貸人又は販売人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人又は販売人が個人である場合にはその者を、賃貸人又は販売人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 賃貸人又は販売人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第ヘ号に該当する場合を除く。）に、貸借人が賃貸人又は販売人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人又は販売人がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 18 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合において、賃貸人又は販売人は、契約金額に 60 月を乗じて計算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として貸借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 18 条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 賃貸人又は販売人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人又は販売人の責めに帰すべき事由によって賃貸人又は販売人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 貸貸人又は販売人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 貸貸人又は販売人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 貸貸人又は販売人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（貸貸人及び販売人の解除権）

第 19 条 貸貸人及び販売人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により物品を設置することが不可能となったとき。
- (2) 第 6 条の契約内容の変更により、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (3) 貸借人が契約に違反し、その違反により物品を設置することが不可能となったとき。

2 貸貸人及び販売人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を貸借人に請求することができる。

（紛争の解決）

第 20 条 この契約書の各条項において貸借人と貸貸人及び販売人とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して貸借人と貸貸人及び販売人との間に紛争が生じた場合には、貸借人と貸貸人及び販売人とが協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、貸借人と貸貸人及び販売人とが協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

（補則）

第 21 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて貸借人と貸貸人及び販売人とが協議して定める。